

阪神・淡路大震災における 兵庫県の災害援護資金について

令和元年 7 月 24 日

兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課

総務調整班長 東 秀紀

阪神・淡路大震災について

- ・平成7年1月17日午前5時46分発生
- ・被害状況（平成18年5月19日消防庁確定）

区 分		兵庫県	(参考)全国
人的被害	死者	6,402 人	6,434 人
	行方不明者	3 人	3 人
住家被害	全壊	104,004 棟	104,906 棟
	半壊	136,952 棟	144,274 棟
	一部損壊	297,811 棟	390,506 棟

阪神・淡路大震災における兵庫県の災害援護資金の状況

区 分	兵庫県分	神戸市分	合 計	(参考)東日本大震災
貸付件数	24,750 件	31,672 件	56,422 件	29,551 件
貸付金額	約 532 億円	約 777 億円	約 1,309 億円	約 521 億円
償還済額	約 469 億円	約 639 億円	約 1,108 億円	—
免除額	約 42 億円	約 107 億円	約 147 億円	—
未償還額 (H31.3 末)	約 21 億円	約 31 億円	約 52 億円	—
備 考	12 市 11 町(当時)		住家全壊(再掲) 104,004 棟	住家全壊 127,830 棟

災害援護資金の概要

区 分	阪神・淡路大震災時	東日本大震災時	現行法(R 元. 8. 1～)
貸付限度額	350 万円	350 万円	350 万円
保証人	必須	任意	任意(条例で定める)
償還期間	10 年	13 年	10 年
据置期間	3 年(特別の場合 5 年)	6 年(特別の場合 8 年)	3 年(特別の場合 5 年)
償還方法	年賦又は半年賦	年賦又は半年賦	年賦、半年賦又は月賦
利 率	年 3%	年 1.5% (保証人ありの場合無利子)	年 3%を上限に 条例で定める
被災者再建 支援制度	なし	あり (支援金最大 300 万円支給)	あり (支援金最大 300 万円支給)

- ・被災者生活再建支援制度(平成 10 年)による支援金(最大 300 万円／世帯)がなかった当時、ほぼ唯一の公的支援制度

阪神・淡路大震災発生から現在までの災害援護資金の経緯

- 平成 7 年 : 阪神・淡路大震災発生、貸付実施
- 平成 12 年 : 据置期間終了、少額償還制度の実施
- 平成 18 年 : 弔慰金法施行令の改正（地方自治法施行令に基づく償還期限の延長が可能に）、償還期限の延長(5年)
- 平成 23 年 : 償還期限の再延長(3年)
- 平成 26 年 : 償還期限の再々延長(3年)
- 平成 27 年 : 内閣府通知（当初の履行期限から 10 年を経過した貸付に係る地方自治法施行令に基づく償還免除の取扱い）
- 平成 29 年 : 償還期限の 4 度目の延長(3年)
- 令和元年 : 弔慰金法の改正（被災者生活再建支援法施行以前の災害に係る償還免除の特例）

兵庫県の果たしてきた主な役割

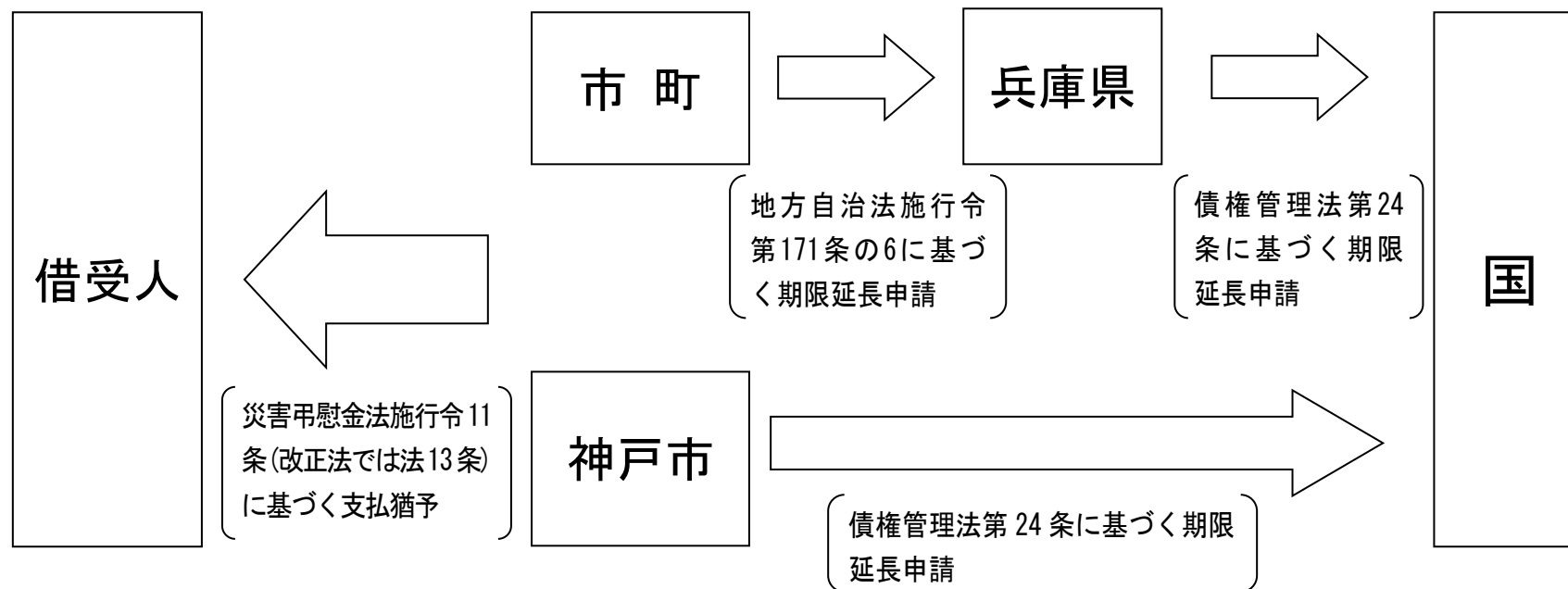
1 少額償還制度の実施

- 平成 12 年の据置期間終了にあたって、多くの借受人が約定どおりの償還が困難と見込まれたことから、国（厚生労働省）、関係市町と協議のうえ、月賦による少額償還を認めた
- 一部償還されていることをもって違約金は課さない
- 月々の償還額などの条件は借受人の経済状況等を勘案し、「1 年単位」で決定
- 「償還促進への寄与」と「長期にわたる債権管理を要する案件の発生（月額 1,000 円の償還者など）」の両方の側面

2 償還期限の延長に向けた働きかけ

- 平成 17 年（当初の償還期限到来年）の借受人等から市町への未償還額は約 3 割（約 339 億円）
- 一括償還は被災市町の財政への影響が大きいため、償還期限の延長等について、兵庫県、関係市町共同で国への要望活動を実施
- 併せて、関係市町の債権管理の状況に基づき、国と制度改正の必要性について協議を進めた
- 結果、平成 18 年 1 月に弔慰金法施行令が改正され、阪神・淡路大震災に係る貸付のうち、市町が支払猶予を行ったものについて、償還期限の延長が可能となった（附則 § 2 及び 3）

• [償還期限延長のスキーム]



- 延長には、県と内閣府との協議が必要（内閣府は財務省とも協議）。協議には、関係市町の債権管理状況の把握と提供などが不可欠

3 平成 27 年 4 月通知発出時の対応

- H27 年 4 月、災害援護資金の未償還額について、地方自治法施行令に基づく取扱いを示した通知が発出された

[未償還額の取扱い（地方自治法施行令 § 171 の 7）]

当初の履行期限から 10 年を経過して、なお、借受人・保証人が「無資力又はそれに近い状態で今後の弁済の見込みがない」場合に免除が可能

[免除可能な場合]

①破産又は民事再生 ②生活保護受給 ③少額償還者が償還できなくなった場合に、資力状況から今後、弁済の見込みがないと市町村が客観的に判断した場合

- 兵庫県では、③の判断基準について関係市の意見をとりまとめ、一定の基準を県・市で共有

4 その他

- 兵庫県、関係市町による連絡会議を定期的を開催し、事例共有や課題抽出を行った
- 保証人の償還能力の審査について、国とも協議のうえ運用上の基準を定めた
- 未償還件数の多い一部市に対し、滞納者等に対する償還指導や償還能力の調査等を行う償還指導員の設置に係る人件費補助を、県単独事業で実施

おわりに（兵庫県からの教訓）

- H31年3月時点の兵庫県内の未償還額は約5%（約52億円）、震災から四半世紀を経てもまだ終了していない
- 今回の法改正で可能となった免除を行っても、なお課題は残る（行方不明者・徴収困難者の取扱い、履行期限到来時の一括償還等）
- 県は市町村の債権者であると同時に、国に対する債務者
- 国、政令市と連携しながら、主体的に市町村を支援
- 県として、市町村任せでなく、貸付時点から関係市町村の状況を把握し、課題がある場合は早期に必要な指導や調整をすることが重要
- 特に関係市町村には、借受人・保証人双方の状況について継続的に把握し、早期に対応するよう指導が必要